

おかやま子育て応援サイト（こそだてぼけっと）広告掲載取扱要領に係る運用基準

（平成27年3月20日岡山っ子育て局長決裁）

この基準は、おかやま子育て支援サイト（こそだてぼけっと）広告掲載取扱要領（以下「要領」という。）の運用の明確化を図るため、運用に関する基準として定めるものである。

1 広告の表現について

ウェブページに広告を掲載するに当たっては、その広告表現について、要領に定めるもののほか、ページデザイン及びユーザビリティを保持するため、次に定める事項を遵守しなければならない。

(1) 禁止する表現

次の表現を含むバナー広告は、閲覧者の意思に反した動きをしたり、閲覧者に誤解を与えたりするおそれがあるため、使用することができない。

ア 「×」「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン

イ アラートマーク（「警告」「注意」などあたかも警告を発しているかのような誤解を与えるもの）

ウ ラジオボタン（あたかも選択が可能であるかのような誤解を与えるもの）

エ テキストボックス（あたかも入力可能な領域があるかのような誤解を与えるもの）

オ プルダウンメニュー（あたかも下に選択肢があるかのような誤解を与えるもの）

(2) ウェブページとの区別化

閲覧者がウェブページのコンテンツの一部であるかのように混同するおそれがある表現又は閲覧者が岡山市の事業であると錯誤するおそれのある表現を使用してはならない。

(3) 色調及び解像度について

文字やイラスト等については、文字色と背景色のコントラスト（明度差）を十分にとり、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなど、適正な処理を行い、広告を見やすくするよう配慮しなければならない。

(4) その他注意事項

ア 広告はわかりやすい適正な言葉と文字を用いること

イ ウェブページの閲覧者に誤解や錯誤を起こさせるような表現を用いないこと

ウ ウェブページの閲覧者に不快な感情を与える表現を用いないこと

2 広告掲載料について

(1) 月額料金

要領第12条に規定する広告掲載料については、連続して掲載する期間に応じてひと月あたり、以下のとおりとする。

ア 掲載期間が2か月以下のもの

10,000円

イ	同	3か月以上11か月未満のもの	8,000円
ウ	同	11か月以上12か月までのもの	5,000円

(2) 掲載期間の算定

料金の決定に使用する掲載期間は、年度単位で算定する。ただし、同一の申請者が継続して掲載する場合に限り、前年度の掲載期間を参入することができる。